

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可(三件) (農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

基本測量の終了(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(二件) (〃)

◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)

◇ 教委告示 平成元年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項(教職員課)

告 示

鳥取県告示第二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良

事業(土地改良総合整備事業(水田小規模排水)小畑地区区画整理)を平成元年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業(農林業地域改善対策事業北貝市地区農道整備)を平成元年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)今津地区農道整備)を平成元年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

境港加入区	加入区	漁業の区分
	その他の者の行う漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	弓浜漁業協同組合に所属する者の行う漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第二百三十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業地域 鳥取市、岩美郡福部村、八頭郡家町、船岡町、河原町、用瀬町及び佐治村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに東伯郡三朝町

東伯郡三朝町

三 終了年月日 平成元年一月三十一日

鳥取県告示第二百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十二月二十三日 鳥取県指令受都計三一二第二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字大谷下一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町五〇八七

永井憲男

米子市彦名町五三三五

木澤 始

米子市彦名町五一八二

木田健一

米子市彦名町五二〇九一二

木井幸美

鳥取県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・三号外港外江線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十四号南駅口美保橋線及び三・四・

八号宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇
四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中

白兔養護学校			
小学部	中学部	三年	六年
鳥取			

市伏野字荒神谷一五五〇の一

を

白兔養護学校

小学部	中学部	高等部
六年	三年	普通科
		三年

鳥取市伏野字荒神谷一五五〇の一

に、

米子養護学校

一〇人

小学部

六年

中学部

三年

米子市蚊屋字堀廻り三四三

を

米子養護学校

小学部	中学部	高等部
六年	三年	普通科
		三年
		一〇人

米子市蚊屋字堀廻り三四

三

に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

平成元年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成元年二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 繁 博

平成元年度鳥取県立白兔養護学校高等部生徒募集要項

- 1 募集生徒数
普通科 10名
- 2 出願資格
精神薄弱の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度の者で鳥取県内に住所を有するものうち、次のいずれかに該当するもの
(1) 養護学校、盲学校若しくは聾^{ろう}学校の中学部又は中学校を卒業した者（平成元年3月卒業見込みの者を含む。）
(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第68条各号のいずれかに該当する者
- 3 出願方法
(1) 出願手続
ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校の校長を経由して

鳥取県立白兔養護学校（以下「白兔養護学校」という。）の校長に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校の校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に当該調査書及び健康記録書を添えて白兔養護学校の校長に提出するものとする。

(2) 受付場所

鳥取市伏野字荒神谷1550—1 白兔養護学校

(3) 出願期間

平成元年3月18日（月）から同月17日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同月15日（水）までの消印のあるものに限る。

(4) 受付時間

9時から17時まで

(5) 白兔養護学校の校長は、(1)の入学志願書等を受理したときは、面接の日程等必要事項を出身（在学）学校の校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成元年3月23日（木）10時30分から

(2) 場所 白兔養護学校

6 合格者の発表

平成元年3月27日（月）12時に白兔養護学校において発表するほか、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校の校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、白兔養護学校の高等部の生徒の募集

- に關し必要な事項は、白兔養護学校の校長が定める。
- (2) 白兔養護学校の高等部の生徒の募集に關する説明会を、平成元年3月8日(水)13時30分から白兔養護学校で開催する。
 - (3) 入学志願書等の用紙は、平成元年3月8日(水)から同月10日(金)までの間、白兔養護学校で交付する。
 - (4) 白兔養護学校の高等部の生徒の募集に關し不明なことは、白兔養護学校(電話0857-59-0585)に問い合わせること。

平成元年度鳥取県立倉吉養護学校高等部生徒募集要項

- 1 募集生徒数
普通科 10名
- 2 出願資格
精神薄弱の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の者で鳥取県内に住所を有するものうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 養護学校、盲学校若しくは聾^{ろう}学校の中学部又は中学校を卒業した者(平成元年3月卒業見込みの者を含む。)
 - (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者
- 3 出願方法
 - (1) 出願手続
 - ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校の校長を経由して鳥取県立倉吉養護学校(以下「倉吉養護学校」という。)の校長に提出しなければならない。

- イ 出身(在学)学校の校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に当該調査書及び健康記録書を添えて倉吉養護学校の校長に提出するものとする。
 - (2) 受付場所
倉吉市長坂新町1231 倉吉養護学校
 - (3) 出願期間
平成元年3月4日(土)から同月9日(木)まで(日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月7日(火)までの消印のあるものに限る。
 - (4) 受付時間
9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)
 - (5) 倉吉養護学校の校長は、(1)の入学志願書等を受理したときは、面接の日程等必要事項を出身(在学)学校の校長に通知するものとする。
- 4 入学者の選抜方法
入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。
- 5 面接の日程等
 - (1) 日時 平成元年3月13日(月)10時30分から
 - (2) 場所 倉吉養護学校
 - 6 合格者の発表
平成元年3月15日(水)12時に倉吉養護学校において発表するほか、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校の校長に通知する。
 - 7 その他
 - (1) この要項に定めるもののほか、倉吉養護学校の高等部の生徒の募集に關し必要な事項は、倉吉養護学校の校長が定める。

- (2) 倉吉養護学校の高等部の生徒の募集に関する説明会を、平成元年3月1日(水)13時30分から倉吉養護学校で開催する。
- (3) 入学志願書等の用紙は、平成元年3月1日(水)から同月3日(金)までの間、倉吉養護学校で交付する。
- (4) 倉吉養護学校の高等部の生徒の募集に關し不明なことは、倉吉養護学校(電話0858-28-1144)に問い合わせること。
- 平成元年度鳥取県立皆生養護学校高等部生徒募集要項
- 1 募集生徒数
普通科 15名
- 2 出願資格
肢体不自由(重複障害を含む。)の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の者で鳥取県内に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの
- (1) 養護学校、盲学校若しくは聾^{ろう}学校の中学部又は中学校を卒業した者(平成元年3月卒業見込みの者を含む。)
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者
- 3 出願方法
- (1) 出願手続
ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校の校長を経由して鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)の校長に提出しなければならない。
- イ 出身(在学)学校の校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、

- 入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて皆生養護学校の校長に提出するものとする。
- (2) 受付場所
米子市東福原1401-1 皆生養護学校
- (3) 出願期間
平成元年3月1日(水)から同月3日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同月2日(木)までの消印のあるものに限る。
- (4) 受付時間
9時から17時まで
- (5) 皆生養護学校の校長は、(1)の入学志願書等を受理したときは、学力検査等の日程等必要事項を出身(在学)学校の校長に通知するものとする。
- 4 入学者の選抜方法
入学者の選抜は、調査書等の審査並びに学力検査及び面接の結果により行う。
- 5 学力検査及び面接の日程等
- (1) 日時 平成元年3月6日(月)10時から
- (2) 場所 皆生養護学校
- (3) 学力検査実施教科 国語及び数学
- (4) その他 学力検査終了後、面接を実施する。
- 6 合格者の発表
平成元年3月9日(木)12時に皆生養護学校において発表するほか、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校の校長に通知する。
- 7 その他

<p>(1) この要項に定めるもののほか、皆生養護学校の高等部の生徒の募集に 関し必要な事項は、皆生養護学校の校長が定める。</p> <p>(2) 皆生養護学校の高等部の生徒の募集に関する説明会を、平成元年2 月28日(火)10時から皆生養護学校で開催する。</p> <p>(3) 入学志願書等の用紙は、平成元年2月28日(火)から3月3日(金) までの間、皆生養護学校で交付する。</p> <p>(4) 皆生養護学校の高等部の生徒の募集に関し不明なことは、皆生養護 学校(電話0859-22-6571)に問い合わせること。</p> <p>平成元年度鳥取県立米子養護学校高等部生徒募集要項</p> <p>1 募集生徒数 普通科 10名</p> <p>2 出願資格 精神薄弱の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条 の2の表に規定する程度のもので鳥取県内に住所を有するものうち、次 のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 養護学校、盲学校若しくは聾^{ろう}学校の中学部又は中学校を卒業した者 (平成元年3月卒業見込みの者を含む。)</p> <p>(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のい れかに該当する者</p> <p>3 出願方法 (1) 出願手続 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校の校長を経由して 鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。)の校長に</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>4 出身(在学)学校の校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、 入学志願書に当該調査書及び健康記録書を添えて米子養護学校の校 長に提出するものとする。</p> <p>(2) 受付場所 米子市蚊屋字堀廻り343 米子養護学校</p> <p>(3) 出願期間 平成元年3月13日(月)から同月17日(金)まで。ただし、郵送に よる場合は、同月15日(水)までの消印のあるものに限る。</p> <p>(4) 受付時間 9時から17時まで</p> <p>(5) 米子養護学校の校長は、(1)の入学志願書等を受理したときは、面接 の日程等必要事項を出身(在学)学校の校長に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。</p> <p>5 面接の日程等 (1) 日時 平成元年3月23日(木)10時30分から (2) 場所 米子養護学校</p> <p>6 合格者の発表 平成元年3月27日(月)12時に米子養護学校において発表するほか、 合格者及び当該合格者の出身(在学)学校の校長に通知する。</p> <p>7 その他 (1) この要項に定めるもののほか、米子養護学校の高等部の生徒の募集 に関し必要な事項は、米子養護学校の校長が定める。</p>
--	---

- (2) 米子養護学校の高等部の生徒の募集に関する説明会を、平成元年3月8日(水)13時30分から米子養護学校で開催する。
- (3) 入学志願書等の用紙は、平成元年3月8日(水)から同月10日(金)までの間、米子養護学校で交付する。
- (4) 米子養護学校の高等部の生徒の募集に関し不明なことは、米子養護学校(電話0859-27-3411)に問い合わせること。